The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	日本語の「受身使役文」について
Author(s)	山川, 太
Citation	日本語・日本文化. 2024, 51, p. 75-86
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/95214
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

〈研究論文〉

日本語の「受身使役文」について[1)]

山川　太

1. はじめに

いわゆる「態（voice）」のカテゴリーとして、「受身文」「使役文」が日本語教科書等、日本語教育という場で触れられる場合、(1) のような使役受身文は出てくるものの、その逆の承接形式である (2) のような「受身使役文」は、まず出てくることはない。

(1) わたしは母に野菜を食べさせられました。

（西口（2012:88））

(2) コーチはジョーをそのまま打たれさせておいた。

（城田（1998:134））

かかる受身使役文に関しては、日本語学や言語学の論考においては言及されることもあるが（井上（1976）、澤田（1993）、城田（1998）等）、その言及内容の多くは分析や考察といった類のものではなく、総じて「あまり使用されない」程度の指摘があるのみである。たとえば、城田（1998:134）は、当該形式について「その構造上の可能性はあまり実現されないようである」と述べるにとどまり、澤田（1993:159）は、「『（さ）せ』の補部に『（ら）れ』（＝ 受け身）が現れることも辛うじて許されるかもしれない」としながらも、例として挙げた (3) に対しては“?”を付している。

(3)（?）山田監督は、その俳優に「寅さん」と呼ばれさせた。

（澤田（1993:159））

本稿では、(2) や (3) のような受身使役文について考察を行う。本稿での内

容は、大まかに以下のようになる。

Ⅰ　受身使役文にも「ヲ使役」「ニ使役」の別があり、ニ使役の容認度は高いものの、ヲ使役においては容認性判断に“ゆれ”が見られる。

Ⅱ　受身使役文（ヲ使役）に対する容認度の違いには、表現上の「ブロッキング」が関連しているという可能性を指摘する。

Ⅲ　容認度が高い受身使役文は、被使役主が［＋自己制御］であるが、これは語彙意味論的には使役形態素“-(r)are”が CONTROL を持つことから説明され得る。

2. 受身使役文

本稿で考察の対象とする受身使役文については、使役文の補文に受動の形式が入る例として、井上（1976）でも言及されている。

（4）a. 隊長がその捕虜を兵士にぶたれさせた。

b. 隊長が兵士にその捕虜をぶたせた。

c. お前が友達を車にひかれさせたのだ。

（井上（1976:69））

井上は（4a）のような、使役文の補文が受動文であるものについては、「受け入れない人と受け入れる人がある」と述べ、（4a）や（4c）を受け入れる人にとって、（4a）と（4b）は意味が違う、と続ける（井上（1976:69））。（4a）は、隊長が捕虜に納得させて、「ぶたれさせた」の意味であって、（4b）にはそのような意味がないというのが井上の指摘である。

このような井上の考察では、（4a）や（4c）を“受け入れない人”にとっては、（4a）と（4b）が同じ意味を表すものとして捉えられており、結果として、そのような意味を表すにふさわしい文としては、（4a）は容認されないということになる。

（4a）は、被使役者である「その捕虜」が「ヲ」でマークされているヲ使役文であるが、これを（5）のようなニ使役文にしてみた場合、井上（1976:69）の指摘する「捕虜に納得させて、『ぶたれさせた』の意味である」の度合いは格段に上がるように思われる[2)]。と同時に、（5）と（4b）を同じ意味を表す文として捉

える余地もなくなり、（5）については、（4a）に比して問題なく受け入れる話者が多くなるようである[3)]。

（5）隊長がその捕虜に兵士にぶたれさせた。

このように、（4a）のようなヲ使役文と（5）のようなニ使役文とでは、その容認度に差が見られる。本稿では、受身使役文を「ヲ使役」「ニ使役」の観点から分析・考察することによって、受身使役文が表している意味およびその容認度の差異の要因を明らかにする。

3. ヲ使役とニ使役

日本語の使役文には、いわゆる「ヲ使役」と「ニ使役」とがあり、それらは「強制」、「許容」という解釈の違いとして捉えられてきた（Kuroda（1965）、柴谷（1978）等）。しかしながら、この「ヲ使役」＝「強制」、「ニ使役」＝「許容」という単純かつ絶対的な対応が事実を捉えたものではないということは、直観的にも明らかであるし、また、これまでも指摘されてきた。

以下では、ヲ使役とニ使役の別についてなされた先行研究をいくつか概観しておく。

3.1. Tonoike（1978）

Tonoike（1978:6）は、強制の解釈しかあり得ないニ使役（(6a-c)）、強制の解釈にならないヲ使役（(7a)（7b)）の例を挙げ、ヲ使役が「強制」の意に、ニ使役が「許容」の意に対応するという見方に疑義を呈した。

（6）a. 僕にそんなところへ行かせるのか。

b. 俺にこんなベッドで寝させはしないだろうな。

c. 彼はいやがる妹にベッドで寝させた。

（7）a. 先生は疲れて泣き出す子供たちを早々に家に帰らせた。

b. もう馬を連れて帰る時間だったが、あまり愉快そうに囲いの中を走っているので、太郎はその馬を走らせた。

結論として、Tonoike は、ニ使役の場合は自己制御性のある（self-controllable）動詞が要求されるという Harada（1973）での一般化を支持した。Harada の一般

化は、以下のような例から導かれる。

（8）a. * 太郎は花子に気絶させた。

b. * 太郎は次郎に危険な目にあわせた。

3.2. 加藤（2002）

日本語の形態的使役について考察した加藤（2002）は、ヲ使役とニ使役をそれぞれ「直接使役」、「間接使役」と呼び、これらの違いは、「強制」、「許容」の違いによって捉えるのではなく、被使役者の意志的な行為の必要性の相違によって区別するべきであるとした。

（9）a.　太郎が息子に良く考えさせた。

b.?* 太郎が息子を良く考えさせた。

c.　太郎が息子に電話させた。

d.*　太郎が息子を電話させた。

（加藤（2002:52））

（9）で用いられている「考える」や「電話する」のような動詞は、被使役者であるところの「息子」の意図的な行為を必ず必要とする動詞であり、このような動詞はヲ使役において用いることはできないと加藤は主張する。結果、ヲ使役とニ使役の相違は、被使役者の意図的な行為を必要とするか否かの違いとして捉えられるべきであるとした。

3.3. 畠山他（2015）

畠山他（2015）は、日本語の使役文には非能格動詞と他動詞のみが現れ、非対格動詞は現れないとする Ritter and Rosen（1993）に対し、以下のような例を挙げて反論した高見（2006）に異議を唱えている。

（10）a. 私はたらいの水を日なたに出して、蒸発させた。

b. 庭師は、特殊な薬で庭の雑草を枯れさせた。

c. 私はガラスクリーナーで鏡を磨いて、光らせた。

d. 妹は、アイスクリームを冷凍庫で凍らせた。

e. 長雨がカビを生えさせる結果となった。

f. 気象庁の連絡の遅れが、津波の被害を広がらせたのです。

（高見（2006:506））

高見（2006）は、（10a）～（10f）の使役文において非対格動詞が現れていることから、Ritter and Rosen（1993）の主張は正しいものではないとし、以下のような意味制約を提案した。

（11）「―させ」が表わす使役と経験の意味：補文の表わす事象が、主語の人間によって意図的に引き起こされたり、主語の無生物が直接的要因となって引き起こされる場合は、「―させ」が使役の意味を表わす。一方、主語の人間が補文の表わす事象を非意図的に引き起こす（その発生を防げなかったことを示す）場合は、「―させ」が経験（特に被害・迷惑）の意味を表わす。

（高見（2006:509））

畠山他（2015）は、（11）の制約が（10a）～（10f）の例は説明できるものの、なぜこれらの例がすべてヲ使役であり、ニ使役が許されないのかについては説明できないことから、この制約は妥当ではないと主張した。その上で、Ritter and Rosen（1993）の「日本語の使役文には非能格動詞と他動詞のみが現れ、非対格動詞は現れない」という主張は「使役文」にではなく「ニ使役文」に課される制約であるとし、また、いわゆるニ使役文には自己制御可能な被使役主しか用いられないが、ヲ使役文にはかかる制限は見られないとして、以下のようにまとめている[4)]。

（12）a. ニ使役文の被使役主：［＋自己制御］

b. ヲ使役文の被使役主：［（自己制御に関しては）無指定］

（畠山他（2015:243））

さらに、「日本語の使役文には非能格動詞と他動詞のみが現れ、非対格動詞は現れない」という、ニ使役文についての制約は、（12）のような自己制御可能性からの帰結であると結論づけた。

4. 受身使役文におけるヲ使役とニ使役

受身使役文も使役文の一類型である以上、「ヲ使役」と「ニ使役」が存在する。

そして、当然、これまで明らかにされた双方の使役文の特性が当てはまるはずである。

3. で概観した先行研究において指摘された、ヲ使役とニ使役の別に関わる共通した要因は、（12）のような「被使役主の自己制御可能性」あるいは「補文に現れる動詞の自己制御可能性」の違いであった。以下でも、この自己制御可能性（self-conrollability）の視点から受身使役文の表す意味を考えてみる。

これまで指摘されてきたように、ニ使役の場合には自己制御が可能な被使役主しか現れず、ヲ使役では被使役主が自己制御可能である場合もあるし、あるいは自己制御が不可能である場合もある。

（13）a. ニ使役：（保険金詐欺のために）太郎は妻に車にひかれさせた。

b. ヲ使役：（保険金詐欺のために）太郎は妻を車にひかれさせた。

（13a）（13b）では、「太郎」は保険金を不正に受け取るために、「妻」に「わざと意図的に車にひかれさせた」のであり、「車にひかれる」という行為は「妻」の自己制御可能な行為である。ヲ使役には自己制御不可能な被使役主も現れることができるので、この点で、（13b）での「車にひかれる」という行為が「妻」にとって自己制御不可能な行為である可能性もある。つまり、この場合は、「太郎」が保険金詐欺のために何らかの手段を講じて「妻」が車にひかれるように仕向けたという読みになる[5)]。この読みでは、「車にひかれる」という行為は「妻」にとって自己制御不可能な行為である。「車にひかれる」が自己制御可能な行為である場合は、「太郎」と「妻」は結託している共犯者であり、自己制御不可能な行為である場合は、「妻」は完全な被害者である。このような、被使役主の自己制御可能性の違いによって出てくる解釈について、（14）（15）にまとめておく。

（14）ニ使役：（保険金詐欺のために）太郎は妻に車にひかれさせた。

解釈 1：「太郎」と「妻」は共犯（「車にひかれる」は［＋自己制御］）

（15）ヲ使役：（保険金詐欺のために）太郎は妻を車にひかれさせた。

解釈 1：「太郎」と「妻」は共犯（「車にひかれる」は［＋自己制御］）

解釈 2：「妻」は被害者（「車にひかれる」は［－自己制御］）

（13a）（13b）それぞれの容認性について何人かの日本語母語話者に判断を求めたところ、（13a）については、ほぼすべての話者が受け入れたものの、（13b）に

対する容認性判断には一種の“ゆれ”が見られ、受け入れない話者もいた。これは、井上（1976）において、（16a）のヲ使役文を「受け入れない人と受け入れる人がある」とされたことと同様の結果であると考えることができる。

（16）（＝（4））a. 隊長がその捕虜を兵士にぶたれさせた。
b. 隊長が兵士にその捕虜をぶたせた。
c. お前が友達を車にひかれさせたのだ。
（井上（1976:69））

井上（1976）では、（16a）を受け入れる人は、「捕虜が納得して“ぶたれた”」という読みをしており、受け入れない人はそのような読みをしておらず、（16a）と（16b）を同じ意味を表すものとして捉え、結果、（16a）を受け入れない、と分析されている。

5. 受身使役文における容認度とブロッキング現象

4. で観察したように、受身使役文についての容認度は「ニ使役」と「ヲ使役」とで異なる。ニ使役は容認度が高く、ヲ使役では容認性判断に“ゆれ”が見られた。このような容認度の違いを（17）のように示しておく。

（17）受身使役文に対する容認度：
ニ使役（被使役主：［＋自己制御］）＞ヲ使役（被使役主：［＋自己制御］or［－自己制御］）

本稿では、ヲ使役の場合、被使役主が自己制御可能性に関して、ニ使役のように指定されていないゆえに、容認性判断に“ゆれ”が見られると主張する。ニ使役の場合と同様に、被使役主を［＋自己制御］として解釈する話者は（13b）を容認するものの、被使役主を［－自己制御］として解釈する話者は（13b）を容認しないことになる。では、なぜ、被使役主が［－自己制御］の場合、（13b）は受け入れられないのか。本稿では、（13b）を受け入れない話者も、井上（1976）での分析と同じく、（13b）と他の表現を競合させて、（13b）を容認していない可能性があると考える。（13b）において、被使役主である「妻」が［－自己制御］であるということは、「妻」は「車にひかれる」という行為を意図的に行うことはできず、「妻」は単なる「車にひかれる」“対象”にすぎない。とすれば、この

状況についての無標（unmarked）の表現は（18）のようになると思われる。（13b）を受け入れない話者は、（13b）の「妻」が［－自己制御］であるという読みをしており、（13b）と（18）の表現を競合させ、結果、（13b）を受け入れないのである。

（18）（保険金詐欺のために）太郎は車に妻をひかせた。

これは表現上の一種のブロッキング現象であると考えられる。宮川（1989）では、語彙レベルでのブロッキング現象（Aronoff（1976））が扱われているが、本稿では、ある状況を描写する時、本来存在してもいいはずの表現が、同じ意味を担う別の表現があるために、その存在を妨げられるという、表現上のブロッキングという現象がある可能性を指摘しておきたい。

6. 日本語述語における「制御性（意図性）」

三宅（2017）は、日本語動詞の意味構造の表示に関し、かつて影山（1993）で設定されていた「制御性（意図性）」の意味要素 CONTROL について再考し、その重要性と有用性を説いている。

三宅（2017）は、動詞の全てのタイプに「制御性（意図性）」（CONTROL）を持つ型と持たない型があり、CONTROL を持たないものが「非対格」型になる、としている。

（19）a. $[_{\text{EVENT}}$ CONTROL X $[_{\text{STATE}}$ X $\text{BE}_{\text{EXIST}}]]$ …“いる”

b. $[_{\text{STATE}}$ X $\text{BE}_{\text{EXIST}}]]$ …“ある”

同じ「存在」を表す動詞タイプには、“いる”と“ある”の区別があるが、これは CONTROL の有無によって（19）のように表示される[6)]。また、「状態変化」を表す動詞の場合は、CONTROL の有無により、（20）のように表示し分けられる。

（20）a. $[_{\text{EVENT}}$ CONTROL X [BECOME $[_{\text{STATE}}$ X $\text{BE}_{\text{PRED}}]]$

…“なる／やせる／等”

b. [BECOME $[_{\text{STATE}}$ X $\text{BE}_{\text{PRED}}]]$

…“なる／壊れる／等”（多数）

さらに、同じ「出る」「入る」という動詞の場合にも、（21a）は CONTROL があ

る「非能格」であり、（21b）の場合は CONTROL を持たない「非対格」であるとされる。

（21）a. 太郎が部屋から出た／太郎が部屋に入った

b. 煙が煙突から出た／ボールがゴールに入った

（三宅（2017:127））

「やせる」も、（22a）の場合には CONTROL を持つ（20a）のような意味構造を、（22b）では CONTROL がない（20b）のような意味構造を持つと考えられる。

（22）a. 太郎は一生懸命ダイエットをしてやせた。

b. 太郎はストレスでげっそりとやせた。

7. 受動形態素 -(r)are における「制御性（意図性）」

6. で見たように、三宅（2017）では、基本的に動詞の全てのタイプに CONTROL を持つパターンと持たないパターンがあるとされる。

さらに、三宅は、受動形態素（接辞）“-(r)are”にも CONTROL が生起する場合があると主張した。

（23）自信をつけさせるために、太郎はわざと次郎になぐられた／

なぐられてやった

（三宅（2017:131））

（23）の下線部「自信をつけさせるために」「わざと」のような「意図性」を表す表現の対象は、“なぐる”という行為ではなく、“～られる”という受動行為と解釈されるため、“-(r)are”自体が「意図性」を持つ場合があるということになる。（13）において、「車にひかれる」が［＋自己制御］である場合と［－自己制御］である場合があることも、これと同様に考えることができるだろう。

三宅は、“-(r)are”の持つ意味を“AFFECTED”で表示し得るような「被影響」であると仮定し、「意図性」を持つ“-(r)are”は、（24）のような意味構造を有すると分析している。

（24）[CONTROL X [AFFECTED X [$_{\text{EVENT}}$ ……]]]

（三宅（2017:131））

三宅の考察によると、受動形態素“-(r)are”にも他の動詞と同様に CONTROL

を持つパターンとそうでないパターンがあるということであり、このことを、ここまでの受身使役文におけるヲ使役、ニ使役についての考察と合わせると以下のようにまとめられる。

（25）受身使役文における“-(r)are”：

a. ニ使役：[CONTROL X [AFFECTED X [$_{EVENT}$ ……]]]

b. ヲ使役：[CONTROL X [AFFECTED X [$_{EVENT}$ ……]]] あるいは

[AFFECTED X [$_{EVENT}$ ……]]]

語彙意味論的には、CONTROL（「意図性」）を持つ“-(r)are”が存在するからこそ、受身使役文が成立し、容認される、ということになるであろう。

8. おわりに

本稿で主張したことを以下にまとめる。

Ⅰ　受身使役文において、ニ使役は容認度が高く、容認性判断に“ゆれ”が見られるのはヲ使役においてである。

Ⅱ　受身使役文（ヲ使役）に対する容認度の違いには、表現上の「ブロッキング」が関連している可能性がある。

Ⅲ　容認度が高い受身使役文では、被使役主が［＋自己制御］であるが、これは語彙意味論的には使役形態素“-(r)are”が CONTROL を持つことから説明され得る。

註

1）使役受身文に対して、「受身使役文」は一般的に定着した呼称であるとはいえないが、その適否はさておき、本稿では、二つの接辞（形態素）の承接順序から、(2）や（3）のような文を受身使役文と呼ぶこととする。

2）「納得させて」というより、「わざと」「進んで」という、「捕虜」の「意図性」が強くなるように思われる。

3）（5）では「捕虜に」「兵士に」とニ格が連続しているため、多少座りが悪く感じられるが、「兵士に」を削除した以下の二例を比べてみると、やはり、ニ使役の方が容認度が高くなる。

i）隊長がその捕虜<u>に</u>ぶたれさせた。

ii）隊長がその捕虜<u>を</u>ぶたれさせた。

4）この自己制御性におけるヲ使役とニ使役の違いは、3.1. でも触れた Harada（1973）での一般化から導かれるものである。
5）「何らかの手段」としては、たとえば、「後ろから突き飛ばす」、「泥酔状態で道路に横たわらせる」などが考えられるだろうか。いずれにせよ、「妻」は、保険金詐欺については何も知らない、完全な被害者である。
6）三宅（2017）では、「状態」（“STATE”）を表示する“BE”は、項の「存在」を表す existential なもの（「存在」）と項の「属性」を表す predicative なもの（「叙述」）の 2 種類に分けられ、前者が BE_{EXIST}、後者が BE_{PRED} と表示される。

参考文献

Aronoff, M. (1976) *Word Formation in Generative Grammar*, MIT Press.

Harada, S.I. (1973) “Counter Equi NP Deletion,”*Annual Bulletin* 7, 113-147. Research Institute of Lgopedics and Phoniatrics. University of Tokyo.

畠山雄二・本田謙介・田中江扶（2015）「『させ』使役文と非能格性制約」『日英比較構文研究』241-246. 開拓社

井上和子（1976）『変形文法と日本語（上）』大修館書店

影山太郎（1993）『文法と語形成』ひつじ書房

影山太郎（1996）『動詞意味論』くろしお出版

影山太郎・由本陽子（1997）『日英比較選書 7　語形成と概念構造』研究社出版

加藤幸子（2002）「日本語の形態的使役について」『言語科学論集』第 6 号，49-60. 東北大学

Kuroda, S.-Y. (1965) “Causative Forms in Japanese,” *Foundations of Langusge* 1, 30-50.

宮川繁（1989）「使役形と語彙部門」久野暲・柴谷方良（編）『日本語学の新展開』187-211. くろしお出版

三宅知宏（2017）「日本語動詞における『制御性（意図性）』をめぐって」森山卓郎・三宅知宏（編）『語彙論的統語論の新展開』117-134. くろしお出版

西口光一（2012）『テーマで学ぶ基礎日本語 VOL.2』くろしお出版

Ritter, Elizabeth and Sara T. Rosen (1993) “Deriving Causation,” *Natural Language and Linguistic Theory* 11, 519-555.

澤田治美（1993）『視点と主観性―日英語助動詞の分析―』ひつじ書房

柴谷方良（1978）『日本語の分析』大修館書店

城田俊（1998）『日本語形態論』ひつじ書房

高見健一（2006）「『―させ』形が表す『使役』と『経験』の意味」鈴木右文・水野佳三・高見健一（編）『言語科学の真髄を求めて―中島平三教授還暦記念論文集』499-511. ひつじ書房

Tonoike, S. (1978) “On the causative constructions in Japanese,”In J. Hinds and I. Howard (eds), *Problems in Japanese Syntax and Semantics*, 3-29. Kaitakusha.

Tsujimura, N. (1996) *An Introduction to Japanese Linguistics*, Blackwell.

キーワード：受身使役文、ヲ使役、ニ使役、自己制御可能性、ブロッキング、CONTROL

On “Passive-Causative Sentences” in Japanese

YAMAKAWA Futoshi

The aim of this paper is to investigate “passive-causative sentences” in Japanese.

It is pointed out that the *ni*-causative types of the passive-causative sentences are much more acceptable than the *o*-causative types. Furthermore, I argue that such a difference of the acceptability can be accounted for in terms of the linguistic phenomenon “Blocking”.

The analysis presented in this paper leads to the conclusion that passive-causative sentences in Japanese are perfectly grammatical and acceptable because of a passive morpheme –(*r*)*are* which includes a CONTROL.